

平成27年度 函館市地域包括支援センター事業計画(案)について

1) 計画数値に基づき実施している事業

圏域	高齢者人口 推計 (H27.9末)	包括的支援事業		任意事業		地域包括ケア推進事業		
		利用者基本情報 作成 (実態把握)	ケアプラン 指導研修 (合同)+(圏域)	家族介護教室	健康づくり教室	職員研修参加	地域ケア会議	
							(地域課題の検討)	(個別ケースの検討)
西部地区 あさひ	8,280人	985件	3回	2回	24回	1回	2回	5回
中央部地区 こ ん	17,396人	2,070件	3回	2回	36回	1回	5回	11回
東央部地区 厚生院	19,891人	2,367件	3回	2回	36回	1回	6回	13回
北東部地区 西 堀	27,846人	3,314件	3回	2回	48回	1回	9回	18回
北部地区 よろこび	6,950人	827件	3回	2回	24回	1回	2回	4回
東部地区 社 協	5,090人	606件	3回	2回	24回	1回	1回	3回
合計	85,453人	10,169件	18回	12回	192回		25回	54回

2) 計画数値の設定のない事業

圏域	事業計画				
	包括的支援事業			任意事業	
	総合相談支援業務	権利擁護業務	介護予防ケアプラン作成	保健福祉サービス等利用調整	住宅改修プラン作成
西部地区 あさひ	<p>様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境についての実態把握を行うとともに、支援が必要な高齢者に対しては、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローする。</p> <p>総合相談支援業務の実施にあたって必要となる地域包括支援ネットワークの構築を図る。</p> <p>高齢者見守りネットワーク事業を実施することで、地域の高齢者の実態把握と関係機関とのネットワークの構築を図る。</p> <p>広報誌やパンフレットの配布、出前講座の実施により、地域包括支援センターの役割等を周知する。</p> <p>認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>介護保険制度改正に伴う相談に適切に対応する。</p>	<p>高齢者虐待防止ネットワークを構築することで、高齢者虐待や困難事例、消費者被害等の早期発見に努める。</p> <p>高齢者虐待の相談・通報を受け受理した場合は、「函館市高齢者虐待対応支援マニュアル」を活用し、円滑な支援を行う。</p> <p>広報誌やパンフレットの配布、出前講座の実施により、高齢者虐待・成年後見制度、消費者被害等の啓発活動を行う。</p>	<p>二次予防事業対象者の把握に関する事業において、市が把握・選定した二次予防事業対象者に対し、通所型介護予防事業または訪問型介護予防事業、その他の適切な事業の勧奨を行う。</p> <p>二次予防事業利用者の介護予防プランを作成し、プログラム終了後には評価を行い、フォーマルサービスや地域活動の利用を勧奨する。</p>	<p>在宅高齢者等サービスの利用者に対するモニタリングを実施し、サービス内容の見直しを行うことで、利用者の状況を的確に把握し、適切なサービス調整を行う。</p> <p>広報誌やパンフレットの配布、出前講座の実施により、在宅高齢者等サービスに関する周知を行う。</p>	<p>担当介護支援専門員のいない要介護者および要支援者に関する住宅改修費ならびに介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成を行う。</p> <p>広報誌やパンフレットの配布により、住宅改修に関する啓発を行う。</p>
中央部地区 こ ん					
東央部地区 厚生院					
北東部地区 西 堀					
北部地区 よろこび					
東部地区 社 協					

平成27年度計画数値算出方法

- 利用者基本情報作成(実態把握)
平成24～26年度の高齢者人口に対する実態把握実施率11.9%を、平成27年度の高齢者人口推計に乗する。
 - ケアプラン指導研修・家族介護教室・健康づくり教室・職員研修参加
前年度計画と同じ。
 - 地域ケア会議
高齢者人口3,000人に対し、地域課題の検討を1回、個別ケースの検討を2回実施する。
- ※介護予防ケアプラン作成(二次予防事業)について、平成27年度は市の二次予防事業対象者把握事業が実施されず、対象者は、平成26年度に把握された二次予防事業対象者に限られることから、計画数値の設定のない事業へ移行する。